

新型コロナウイルス関連情報（6月29日現在）

1 喫連邦保健省によれば、29日（月）15時現在、新たにオーストリア国内で76名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び1名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は17,650名（内死亡数：703名，治癒数：16,420名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：3,832名（+27）（内死亡197名，治癒3,404名）
- ・チロル州：3,549名（+1）（内死亡108名，治癒3,444名）
- ・ニーダーエーステライヒ州：3,001名（+7）（内死亡103名，治癒2,797名）
- ・オーバーエーステライヒ州：2,460名（+39）（内死亡61名，治癒2,270名）
- ・シュタイアーマルク州：1,866名（+1）（内死亡153名，治癒1,680名）
- ・ザルツブルク州：1,252名（+1）（内死亡38名，治癒1,200名）
- ・フォアアールベルク州：910名（+0）（内死亡19名，治癒891名）
- ・ケルンテン州：429名（+0）（内死亡13名，治癒402名）
- ・ブルゲンラント州：351名（+0）（内死亡11名，治癒332名）

（当館注：ニーダーエーステライヒ州で1名の死亡数が新たに計上され，合計703名となりました。）

2 29日，日本政府が「水際対策に係る新たな措置」を発表しました。

新たな措置のうち，オーストリアに関係する部分については以下のとおりです（従前の措置を7月末まで延長）。

（1）オーストリアを含めた入国拒否対象地域の追加及び検疫強化措置の地域の追加・延長（日本国籍者も対象）。

詳細については以下の海外安全ホームページに掲載されています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C057.html

(2) 3月20日までに当館で発給した日本入国査証は、7月末日までの間、その効力が停止される期間が延長されていますので、引き続き同査証を使用して日本に入国することはできません。

(3) オーストリア国籍者に対する査証免除措置については、7月末日までの間、停止期間が延長されていますので、引き続きオーストリア国籍者についても査証の取得が必要となっています。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html